

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）（
行政管理課）

一 改正の要旨

県の建設事業の事務手続の迅速化を図ることを目的とし、農林水産事務所長、建設事務所長及び広島港湾振興事務所長の工事の執行に係る権限を拡大するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年八月一日